

## 従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、令和4年度（令和4年7月1日から令和5年6月30日までの当社事業年度）において、給与総額を対前年度増加率 1.5%以上とすることを従業員と合意したことを表明いたします。

令和4年 6月 1日

株式会社鈴木測量設計

岩手県宮古市磯鶏沖 12 番 18 号

代表者氏名 代表取締役 鈴木史章



上記の内容について、我々従業員は、令和4年6月1日に社内通知という方法によって代表者より表明を受けました。

令和4年 6月 1日

株式会社鈴木測量設計

従業員代表

川村 守 印

労務事務担当

平沼祐子 印

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度及びその前年度の「法人事業概況説明書」を当該事業年度終了月の翌々月末までに契約担当官等に提出してください。  
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。  
ただし、法人税法(昭和40年法律第34号)第75条の2の規定により申告書の提出期限の延長がなされた場合には、契約担当官等への提出期限を同条の規定により延長された期限と同じ期限に延長するものとします。
2. 暦年により賃上げを表明した場合には、当該年及びその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を翌年の1月末までに契約担当官等に提出してください。
3. 上記1.又は2.による確認において賃上げ表明書に記載した賃上げを実行していない場合若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記確認書類を期限までに提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、賃上げの実施に関する評価を減点するものとします。
4. 上記3.による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告(公示を含む)が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。
5. 表明書の従業員代表と給与又は経理担当者(以下、従業員代表等)については、特定の立場・役職等により制約するものではなく、提出者の実情に応じて選出していただくことで構いません。なお、従業員代表等の押印がない場合は加点対象となりません。
6. 複数の契約担当官等々の同一発注年度における調達に参加する場合、他の案件で提出したものの写しを提出することもできます。
7. 電子入札システムを利用して提出する場合は、従業員代表等の印影があるものを提出してください。
8. 経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるため表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるため表明した期間と重ならない期間とすること。